

令和2年7月30日 招集

7月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年7月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月30日(木)午後2時から
- 2 開催場所 岩室温泉 ホテル富士屋 2階 コンベンションホール 曙
- 3 出席農業委員 (17人)

1番 武田要一郎	2番 小林喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川浩成	6番 廣川 浩
7番 清水 和子	9番 棚邊 友衛	10番 堀川 多計司
11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子	13番 笠原 和仁
14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮	17番 榎田 士農夫
18番 吉田 浩	19番 田中 一男	
- 4 欠席農業委員

8番 土田 正志	16番 田邊 重夫
----------	-----------
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (18人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	4番 川上 広志
5番 鈴木 隆	6番 青柳 一	7番 大滝 幸子
8番 尾張部 満	10番 高井 榮志英	11番 中野 文和
12番 野澤 和吉	14番 本間 真由美	16番 赤川 勢一
17番 小林 克己	18番 高橋 仁	19番 田中 重樹
21番 小林 守	22番 高橋 忠雄	27番 長谷川利一
- 6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭	事務局次長 佐々木 徹
農地係長 宮川 一也	農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第28号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地所有適格法人の報告について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第27号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

(3) その他

(4) 閉 会

7 会議の概要

開会時間：午後2時

事務局長	定刻になりましたので、これより7月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日 8番、土田委員、16番、田邊重夫委員より欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

	<p>また、合わせて18名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは会議規則第5条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事日程に従い会議を進めます。</p> <p>はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。</p> <p>議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
	（異議なし）
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、12番、阿部マサ子委員、13番、笠原和仁委員を指名いたします。</p> <p>引き続き日程第2、議事に入ります。</p> <p>最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。</p>
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	<p>それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第26号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地係の宮川でございます。</p> <p>私の方から議案第26号案件につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第26号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明を申し上げます。</p> <p>1号案件は、潟東地区において、現在、親子4人で中央区の賃貸住宅に居住している転用事業者が、申請地近くにある古く空き家になっている母の実家の維持管理と家族の将来設計を考え、母より申請地を贈与によって譲り受け、個人住宅を建築し、移り住む計画でございます。</p> <p>2号案件は、巻地区において、花苗、野菜苗の製造販売を営む転用事業者が、事業地南側にある申請地を買い受け、事業拡張により必要となる資材置場を造成する計画でございます。</p> <p>これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>

1 2 番（武田委員）	<p>それでは、去る 2 7 日区役所 3 0 2 会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は 7 名で、調査委員長は、わたくし武田要一郎が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第 5 条許可申請 2 件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、各議案の案件について、申請人及び代理人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、各案件について、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明，報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第 2 6 号農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について採決します。</p> <p>申請を許可することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 8 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地係の宮川でございます。</p> <p>議案第 2 8 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、ご説明を申し上げます。本日お配りいたしました追加議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>1 号案件は、岩室地区において、申請地東側に耕作地を持つ譲受人が、申請地を買い受け規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2 号及び 3 号案件は、巻地区において、いずれも、申請地を買い受け規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4 号案件は、巻地区において、西区にお住いの譲渡人が、新規設立する農地所有適格法人の役員として経営に参画するにあたり、農地を会社に対して出資することで株式の交付を受けるため、この程、現物出資を行うものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>

議長（農地部 会長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明にご意見、ご質問はありませんか。
	（質問・意見なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第25農地法第3条許可申請に関する意見決定について、採決します。 許可相当と決定することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部 会長）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、 以上4件を一括して、事務局の説明をお願いします。
事務局（農地 係長）	私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。 議案書2ページをご覧ください。 「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告を申し上げます。まず、岩室地区でございます。 1号及び2号は、これまで農地利用集積円滑化事業を活用してきた2号の賃貸人が、農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。 次に、潟東地区でございます。 3号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものでございます。 最後に、巻地区でございます。 4号から4ページ14号までは、いずれも、賃貸人が農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。 続きまして、5ページ及び6ページをご覧ください。 「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。 相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、9件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。 なお、当委員会による利用権設定の斡旋希望はございませんでした。 続きまして、7ページをご覧ください。 「農地法第4条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。 1号は、巻地区において、「個人住宅建築敷地」として転用の届出があり、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。 続きまして8ページ及び9ページをご覧ください。 「農地所有適格法人の要件確認について」ご報告申し上げます。

	<p>今回要件確認の報告をいたします「農地所有適格法人」は、昨年に比べ、2法人が業務停止及び西蒲区からの撤退により減り、2法人が増加したことにより、昨年度同様の53法人となっております。</p> <p>この法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条第1項の規定に基づき、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することとされております。</p> <p>また、同法第6条第2項では、「農業委員会は、提出のあった報告書に基づき農地所有適格法人が要件を満たさなくなる恐れがあるときは、その法人に対し、必要な指導勧告をすることができる」と規定されており、当委員会では、例年7月定例総会で要件確認の結果をご報告しております。</p> <p>まず、「農地所有適格法人」の要件について、ご説明をさせていただきます。本日配布いたしました資料3、「農地所有適格法人の要件」をご覧ください。</p> <p>ここに記載のとおり、「農地所有適格法人」であるためには4つの要件を満たす必要がございます。</p> <p>一つ目は「法人形態要件」、二つ目は「事業要件」、三つ目は「構成員要件、議決権要件」、四つ目は「役員要件」であり、「農地所有適格法人」であるためには、すべての要件を満たすことが必要となります。</p> <p>8ページ及び9ページにあります「農地所有適格法人の報告リスト」を再びご覧ください。</p> <p>このリストでは、今回報告書の提出のあった53法人につきまして、資料3でご説明をいたしました「4つの要件」の確認結果を適否で記載してございます。この53法人につきましては、すべての項目で適切であり、このことは、7月17日に開催されました農地部会でご確認をいただいたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、新潟市内の農地所有適格法人の状況をご報告いたしますと、平成30年度末のデータでは、北区12法人、秋葉区12法人、東区2法人、中央区1法人、江南区17法人、西区17法人、南区40法人となっており、53法人である西蒲区は、新潟市全体の35%を占めているところでございます。以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
6番委員	<p>農地所有適格法人の報告の中で、新規は2法人とのお話しでしたが、差し支えなければ、その2法人はどれなのかお聞かせください。</p>
事務局（農地係長）	<p>ただいまのご質問にお答えいたします。</p> <p>まず一法人については、8ページの最後、25番にあります「グリーンファーム北越」です。ここと次のページの西川地区の最後、32番の「やまがら」です。</p>
6番委員	<p>ありがとうございました。</p>

議長（農地部 会長）	<p>そのほかに質問はありませんか。</p> <p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<p><増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ></p>
議長（農政振 興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第27号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政 振興係長）	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、お手元の議案書の議案第27号新潟市農用地利用集積計画の決定について、をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年、巻地区のみで、1件、畑、4,732㎡です。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号に記載のとおりでございます。</p> <p>次に所有権移転です。同じく実績表右側をご覧ください。</p> <p>上段が交換、下段が売買でございますが、今回は、交換はございませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買は、西川地区、1件、田、1,443㎡、 ・巻地区、11件、田、30,386㎡、畑、5㎡、計30,391㎡、 <p>合計12件で、田畑の計、31,834㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、2ページ1号から4ページ12号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものでございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（農政振 興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
議長（農政振 興部会長）	<p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>

議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。 なお、決定された計画は、令和2年8月17日に公告の予定です。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ></p>
議長（会長）	<p>増井農地会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。 引き続き、その他の案件に入ります。 最初に私の会務ですが、7月17日は農地部会、18日は巻地区の農地パトロールに出席しました。 引き続き、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。次長の佐々木でございます。 私より7月の会務報告及び8月の業務予定について説明いたします。 本日配布いたしました資料1をご覧ください。 7月の会務報告については、ご覧のとおりです。農地パトロールにつきましては、暑い中たいへんお疲れ様でございました。 次に、裏面が現時点の8月の業務予定となっております。委員会関係では、20日に市内6農業委員会連絡協議会が開催されます。会長・会長職務代理・事務局長が出席予定です。 24日には地域別農業委員会代表者研修会が開催されます。これについて、昨年度は西川多目的ホールで全委員を対象として開催されましたが、今年度は出席者を絞る形で、会長・会長職務代理・事務局長の出席となります。 8月の調査委員会は26日（水）の開催で、担当は第5調査委員会です。 一つ訂正があります。この調査委員会の時間が14時となっておりますが、正確には14時30分からの開催となります。申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。 8月の定例総会は、月末31日（月）に、巻地区公民館3階小ホールでの開催となります。なお、今後の定例総会につきましては、議案書を送付した際に同封したお知らせにもありますとおり、農業委員は原則全員出席とし、推進委員につきましては、自由出席ということで、通常開催に戻す形といたします。また、会場については当分の間、巻地区公民館を使用する予定ですが、10月については、西川出張所内にあります、総合教育センターとなりますので、ご承知おきください。 続きまして、全国農業新聞の普及推進についてお話しします。農業委員会法の規定に基づいた農業委員会の情報提供活動の一環として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんには、全国農業新聞の普及推進に取り組んでいただいております。全国農業会議所より新潟県農業会議を通じて、本年度については、5月から7月を「第1回普及強調月間」としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により対応が難しい状況でした。そして、9月から11月を「第2回普及強調月間」として、新しい生活様式に即した普及推進活動に取り組むこととされております。普及推進の支援策として3か月の無料試読の制度がありますので、申込書が必要の際は事務局にご連絡ください。また、普及資材として「エコバッグ」や「フリーザーバッグ」を事務局で確保しておりますので、活用いただけたらと思います。そして、9月から11月までの強調月間中において、1部普及するごとに、1,00</p>

	<p>0円のクオカードが贈呈されます。この期間以外では500円のクオカードとなります。いずれについても、事務局にお問い合わせください。なお、全国売農業新聞普及のパンフレットや情報提供活動についてのリーフレット、全国農業図書の案内を本日配付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>全国農業新聞に関して話題の提供ですが、来月8月28日号の全国農業新聞新潟地方版に、西蒲区でブランド化し生産及び販売している「にしかんないろ野菜」の記事が掲載される予定となっておりますのでお知らせします。</p> <p>最後に、本日の配付資料としてお配りしてありますが、新潟県担い手育成総合支援協議会より、農業経営発展研修会開催の案内がありましたので、地区の認定農業者や関係者への周知をお願いします。内容は開催要領のとおりで、全部で4回の開催の予定となっておりますが、一部の参加も可能です。なお、現時点では開催の予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によってはオンライン開催となる場合がありますのでご承知おきください。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>何か質問等がありますか。</p>
	(なし)
議長（会長）	<p>特にないようですので、以上をもちまして7月定例総会を終了いたします。</p>

閉会時間：午後2時35分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 阿 部 マサ子

署名委員 笠 原 和 仁

